



八幡平市妊婦のための支援給付金（妊婦支援給付金、子育て支援給付金）【令和7年4月1日開始】

市では、妊娠時から出産・子育てまで一貫して、全ての妊産婦に寄り添い、継続的な情報発信や定期的な相談対応を実施するとともに、妊婦のための支援給付金を支給することで、妊婦の産前産後期間における身体的・精神的・経済的負担の軽減を図り、必要に応じて専門的・個別的な支援につなげていくなど、総合的な支援を実施しています。



【妊婦等包括相談支援事業と経済的支援のイメージ】

★妊婦のための支援給付金の対象となるのは、市内に住所のある妊産婦です。



税法上の取り扱いについて
妊婦支援給付金10万円のうち5万円及び子育て支援給付金加算分45万円は、一時所得として課税の対象となります。（ただし、一時所得については、50万円の特別控除が適用されます。）

虚偽の申請をした場合や
2年以内に市外に転出、又は転居した場合は、子育て支援給付金加算分を返還していただく場合があります。

転出または転居が	返還額
3か月以内	45万円
3か月を超えて6か月以内	33万円
6か月を超えて1年以内	22万円
1年を超えて1年6か月以内	11万円
1年6か月を超えて2年以内	5万円

お問い合わせ先
八幡平市 福祉部
健康こども課 健康推進係
電話：0195-74-2111

令和7年3月31日までに産前産後支援給付金を申請した方、出産した方は対象外です。